

【第4回都市農業の振興に関する検討会】

資料2-6

## 二村委員提出資料

# 東日本大震災の教訓をふまえた農業復権に向けた提言

## I. 営農の継続を通じて多面的機能を発揮する都市的地域の農業

- 都市的地域の農業については、地域住民へ新鮮な農産物を供給する生産基盤としての重要な役割を有していることについて、明確な位置付けが行われる必要がある。
- その上で、営農を継続することによって実現される環境保全・防災機能、食農教育・レクリエーション機能といった多面的機能の発揮を通じて、都市農地が多様な価値が集合する“価値ある場”として認識・共感され、都市農業の振興に地域住民の支援・参画が得られる姿が将来像である。

## II. 都市農業振興および理解促進に向けた取り組み

- 体験農園・市民農園・貸農園や新たな担い手をも育成する農業塾の推進や、地方公共団体やJA、関係機関さらには地域住民等から構成される協議体の設置などを通じ、都市農業の振興、理解の促進に取り組む。

## III. 都市農業振興対策の強化

- 「都市住民の参画も得た都市農業の取組」をすすめていくためにも、都市農業・農地を積極的に位置付け、農業生産基盤を守り、市民農園・体験農園の展開等に資するため、都市農業振興を目的とした新法の制定や、市街化区域内では制約のある、貸借等農地の積極的な活用を可能にする仕組みなどを構築するとともに、税制上の担保措置（相続税の「法定相続分課税方式」や相続税納税猶予制度の基本的枠組みの堅持）が必要である。
- また、今後、災害に強いまちづくりを進める観点から、一部自治体で導入されている「防災協力農地登録制度」の更なる拡充を図るため、登録農地に対する固定資産税・都市計画税の相応額の減免など、支援措置の充実について検討を行うことが必要である。

以上